

姜 昌周著

『再生産構造と地代理論

——虚偽の社会的価値の研究——』

青木書店 1993年

仙田久仁男

1

地代理論の主要な研究課題は、古くから、差額地代の源泉問題の解明にある。すなわち差額地代に転化する価値として『資本論』に定義された「虚偽の社会的価値」(ein falscher sozialer Wert)について、これがこのように表現されているが決して労働価値説と矛盾するものではないことの証明、および一般の商品にはない土地生産物に特殊なこの価値の生成機構の説明にある。いずれもマルクスの体系に対する批判から出発した問題であるが、価値の実体は人間の労働であるとする立場においては、特にこのうち前者に関しては看過できない論点であり、その意味で依然として早急な解決が迫られている今なお古くはない問題である。

本書は副題からも知れるようにこの問題を正面からとりあげた本格的な研究書である。第1章から第4章までが上記の前の点を、第5章から第10章までが同じく後の点を論じている。その他にさらに付論として日本の地代論々争に関する文献を網羅して検討した部分などが3編ある。ここでは第10章までの主題部分だけを中心にして議論を進めたい。

2

本書は、前の点すなわち「虚偽の社会的価値」が労働価値とは矛盾しないと主張するところについては、農業部門をも含めた社会全体の総部門の資本が生産した全剰余価値がその源泉にあたるとしてこの問題を解決している。矛盾がないと述べる見解にはそのほかに源泉を農業部門内のみ求め、そこにそれに相当する価値が生産されていると見る「生産説」や農業内では生産されていないが、といて外部から流入させたわけでもない、だから労働実体はないが社会はそれと評価すると見る「社会評価的生产説」と呼ばれる見解があるが、それらは言われるような根拠はないとして否定するのである。

その場合、本書の最大の特徴はこのあたりの議論に再生産表式を用いている点である。第1章では単純再生産表式が、第2章および第3章では拡大再生産表式がそして第4章では他の同様議論が検討材料としてとりあげられている。表式を利用するのは、地代の源泉が結果的には全産業部門の剰余価値に帰するとしても、そこに至るまでに賃労働者、資本家、土地所有者の三大階級が地代の負担に具体的にどれほど関わらせているかをそれによって数字で示すためにほかならない。そしてその意図は成功している。生産が繰り返され、はじめに「虚偽の社会的価値」とされたもののその後の運動と、もともとは安いものにもかかわらず高い価格を余儀なくされ、それを購入するために各階級が負担を強制されてゆく過程の追求は圧巻である。このなかで特に興味深いのは、地代を得る土地所有者もまた土地生産物の消費者である以上こうした負担から免れ

ることはできず、その分、実質的には減額された地代額になるということの指摘である。当然のことながら単純再生産の場合より拡大再生産の場合の方が複雑で扱いにくいのが、両方とも数例を上げ細かい計算がなされて説明がほどこされている。かくて一般に「虚偽の社会的価値」と訳される原語の意味も本来的には「農業を含むオール・ソーシャルが虚偽的なものを承認させられ、不当に支払う価値」（本書31ページ）という内容で、したがってここから労働価値説が壊されこれと矛盾するなどということは全くなく、また土地所有者は単に農業賃労働者のみにとどまらず社会の全部の賃労働者と階級的な対立関係を持つことが明らかになったとされている。このように、本書は再生産表式の利用という従来はあまり採用されてこなかった手法を用いて独自性を出しており、このことは高く評価されなければならない。

ただ言っておきたいのは、確かにこれは差額地代の源泉を本書のように全社会的な総剰余価値に求めた見解の人には説得的ではあるが、もしそうではない源泉を主張する人がいたらその人にはどう映るであろうかという点である。前述のように本書はこういう説として「生産説」や「社会評価的生産説」を批判している。しかし、そうした批判は価値の実体としての労働がそこにはないという前から言われているもので、その意味ではいささか弱く、なおこれらを主張する人を完全に排除することはできない。とすると、その人にとっては本書の考え方は立場の違う人達だけのものに思え、自説の反省の材料にはなりにくいのではないかと憂慮するのである。

実は私自身が本書で批判を受けている「社会評価的生産説」の支持者で、ことさらそのことを強く感じるのである。私が本書と異なる結論に到達している理由は、地代論の展開にマルクスはもとより経済学が従来とってきた二つの法則の順守を具体化した点にある。二つの法則とは価値の「分割法則」（Gesetz der Teilung）と「価値法則」（Wertgesetz）のことである。前者は、一定社会の一定時期には総労働量が定まっているために新たに生産される価値の総額は一定になるが、それが労賃、利潤、地代に分割されるとき、その各々の大きさがあれこれ出鱈目ではなくきちんと法則的に一定の大きさに定まるということである。これは言い換えれば商品の価格法則をいうことと同じである。ある商品の価格が、決まるたびごとに統一性のない全く様々な大きさの額をとるというのではなく、多少の動揺はあるとしても大体一定の大きさに定まるとすれば、それは価格法則があることを意味し、すなわちその商品の価格に含まれる労賃、利潤、地代（土地生産物にはこれも入る）が定まった額になるということであり、これと同じである。そしてそれがどの大きさになるかは経済学が始まって以来つねに追求されてきた問題であって決して昨今始まったことではない。後者は、全く当然のことながらこのように分割をいわれる価値は人間の労働を実体としたものでなければならず、分割されて出てきた労賃、利潤、地代はその価値から成っていないなければならないということである。

価値の「分割法則」をもたらしている原因は労働力、生産された生産諸手段、土地といった生産要素をそれぞれ所有している賃労働者、資本家、土地所有者達のこの生産体制にとっての互いの重要度の違い、すなわち「質的区別」（qualitativer Unterschied）の存在にある。資本制生産は単に使用価値を作るという超歴史的な生産ではなく、価値の生産をする、しかも消費するよりも大きい価値を生産するという体制である。とすれば使用価値を生産するという面ではどの生産要素もそしてそれを所有する者も、持つ重要度は互いに変わらないのであるが、価値を生産するという面ではこれらはどれも同じということではなくなる。いちばん重要なのは基本となる価値を生産する労働力であって、したがって賃労働者がもっとも重要な地位にある。資本家とてこれより先に位置することはない。ついで自ら価値としての増殖をはかる生産された生産諸手段がそうであって、資本家はこの生産の支配者たる地位にある。最後はもともと労働の生産物ではなくて価値には無縁の土地であって、土地所有者はこの生産にとっては贅物の意味しか持たない地位にある。これが生産要素所有者間の「質的区別」である。

このようにこの順序で各生産要素の所有者間に重要度の違いがあるとすれば、それはそのままこれらの価値取得に際しても違いが出てくる。所有者が価値の取得をするということはそれぞれの所有者がそれによって自分の再生産をはかるということであるが、そうならば資本制生産は同じく自分の再生産の観点から、皆

一緒ではなく、それをならしめる自らにとって重用度の高いものから価値取得を順番に可能にしてゆくはずである。資本制生産が自らの維持・存続を最優先に考えるのは当然のことで、そのことに資する重要なものから価値取得を許して再生産をさせていくのは当たり前のことである。これが意味するところは、所有者達が自らの取得分を決定するにあたっては、社会で新たに生産された価値の総額を対等な競争を行って互いに同時に分割し決定するのではなく、重要度の高いものから他に先んじて取得分を独自に決めてそこから差し引いてゆくという先後の関係が生まれるということである。賃労働者の労賃が最初に取得分を決めて控除し、次に資本家の利潤が取得分を定めて控除し、残りが土地所有者の地代になるという形が法則として定着するのである。現象的には互いの競争が各々の取り分を同時に決定しているように見えるのであるが、本質はそうではなく、競争は決定には関係していないのである。

このことは各々の取得分の大きさを一定の額に決定する。なぜなら、先に価値の取得を行うものの取り分は後に続くものの取得分もあるので新しく生産された価値の総額よりは小さくしなければならないが、他との競争ではなく一人で決めるわけであるからその持つ独自の論理で決め得るとともに、競争がないためそれは他から邪魔されることがないからである。何度繰り返しても同じ一定額の結果になる。すなわち法則的である。新しく生産された一定の価値額から決まった額ずつが控除されていけば、最後の残りもまた一定額になる。「質的区別」が価値の「分割法則」につながる理由はこのようなものである。

その場合、ここでもう一つ問題にしておかなければならないのが「価値法則」の順守である。これまでは価値の「分割法則」を説明したいがために、新たに生産された価値額を十分に大きくとって三分割ができるように、だからそれぞれの取得分が間違いなく価値から成って「価値法則」が守られるようにしてきた。しかし、それは保証の限りではない。極端を言えば、独自の論理で取得額を決めたある所有者の取り分と社会で新たに生産された価値額とを比較するとき、双方には何の関係もないから、前のほうが大きくて価値から支払えず、「価値法則」が壊されるということとて理屈上はありうる。それでは困るので「価値法則」が守られることを確認していかなければならない。その方法は具体的にはこうである。まず、いちばん重要度の高い賃労働者の取得分を考えると、労賃の額は、繰り返すが資本家や土地所有者との競争によって決まるのではなく、ここに独自の論理で決まる。労働力の価値というのがまさにそれで定まった大きさである。これが賃労働者の取り分となるが、その分を新しく生産された価値額が支払い得るかどうかを問うと、それは可能である。既に資本制生産以前にも剰余労働は存在していて、それほどこの生産体制は生産力の高いものだからである。まだ余分があって、それは剰余価値と名づけられるほどである。かくて「価値法則」は守られる。次に資本家の取り分である利潤はどう決まるかという、これも競争で決定されるわけではない。やはり、ここに独自の論理で決まるわけで、それは集め得るすべての価値を利潤にすることである。資本とはそういうものである。だから剰余価値のすべてが利潤に転化するわけで、これも定まった額になる。法則的であると同時にここでも「価値法則」は守られる。となると、最後に土地所有者の取り分である地代であるが、転化する価値の存在がもはやどこにも見当たらない。ここに地代研究の難しさがあるわけで、本書でも引用されているが、マルクスが次のようにいっているのはこの意味である。「困難は次の点を証明することにある。……およそ分配の可能ないっさいの剰余価値が一見すでに分配され終ったのちに、そのほかに、土地に投下された資本が地代という形態で土地所有者に支払う、この剰余価値の超過の部分はいったいどこから生じてくるのか、ということを実証することにある」（『資本論』、新日本出版社版邦訳、13分冊、1363～1364ページ）。地代も価値から支払われて「価値法則」が守られなければならないのである。

それでその源泉をどこに求めるかだが、農業外にはとても求められないのである。農業外の剰余価値は資本が取得し易く、すべて利潤に転化されてしまっているからである。そこからもう一度取り戻すとしたら、利潤率が下がるからそれによってでてくる差額地代の大きさははじめに見た額とは違ってきて収拾がつかなくなってしまう、結局、法則的に定まっている利潤の大きさを無定見に壊すだけで価値の「分割法則」を守らないことになってしまうのである。この必然性から私は土地所有の力とともに農業部門内に地代に転化す

る価値を見つけて「価値法則」を守らなければならない、それによってあわせて価値の「分割法則」を守らなければならないのである。私はいわゆる「生産説」は採らない。それについては本書でも言われている批判が正しいと思うからである。そうではなく、次に検討する市場価値の論点にかかわるが、この場合は人間の労働が実体とはなっていないが社会が価値と評価すると見る「社会評価的生产説」が正当だと考えるのである。

冗長に過ぎたが本論に戻って、このように差額地代の源泉を本書とは違って農業部門内のみに求める考え方にもそれなりの根拠がある。わりあい強力であって、従来行われてきた程度の批判では退けないのである。再生産論を駆使した独創的な研究であっても、まだ最も基本的なところでただちに賛同できない人がいるのはこのような理由によるからである。したがって本書の場合、是非とも追加して欲しいと思うのは、新しい見方を採っているのであるからそのことをさらに一步踏み込んで、再生産の法則を守ると地代の源泉は社会の全剰余価値としなければ理論上の統一性がとれない、これに対して「生産説」、「社会評価的生产説」では矛盾をきたしてしまうということを証明することである。

3

後の点、すなわち差額地代に転化する価値の生成機構の説明は、本書ではこれについての批判に積極的に答える構成になっている。第5章ではまずそういったいくつかの批判的見解をとり上げて論点をまとめる作業をし、第6章ではそれらに対する反批判の諸見解を検討している。その点をふまえて、第7章では一般的な商品の場合における市場価値規定の法則を論じ、第8章ではこれにさらに特別な場合を想定し追加して議論を深化させている。そして次に第9章で土地生産物の市場価値規定を明らかにし、最後に第10章で批判者に対する本書の批判を展開している。

内容を纏めると以下ようになる。すなわち、一般的な商品の市場価値は個別的諸価値の加重平均値によって定まり、しばしば有るかのようになっている大量の個別的価値による規定はここには存在しないものである。だから普通はこの規定が支配するが、ただ需要供給が異常な組み合わせになった場合においては一過性ながら市場価値はこのようには決まらず、もう一つ、優位にも劣位にも個別的価値の限界的な大きさがそれになることがある。これに対して、土地生産物の市場価値は、普通の状態、大きいほうの限界的な個別的価値がそれを規定することになる。このように一般的な商品と土地生産物との間には市場価値の規定にはっきりした違いがあるということ、そして二つは同じ次元で存在するという、これらが認識されなければならない。それは、土地生産物の場合は土地の自然的豊度差と有限性さらに土地経営の独占があって、需要にみあう供給を保障するためには市場価値はこのようにならざるをえず、一般商品とは同列には置けない事情にあるからである。この点を理解していないのが批判者の見解で、双方の間に線を引かず同列に置いて、一つしかないはずのものが二つあって矛盾していると述べている。またそれを反批判した過去の見解にも似たところがあって、一般商品の平均的な規定だけを正しいものと見るために、土地生産物の規定はその「偏倚」であるというような理解できない言い方になっている。そうではなくて、二つはともにその場に適合した市場価値法則の貫徹の仕方の結果であって、二つとも当たり前存在するのである。そして二つあって矛盾することはなにもなく、総剰余価値の配分のあり方が違ってくるといだけのことである。前にも見たように、土地生産物の市場価値が大きい限界的な価値によって規定されれば、ないときはそうではないが、それにとまって地代額部分が社会の総剰余価値から配分されてくるといだけのことで、価値法則ともいささかも対立しないのである。以上である。

この議論については、土地生産物の市場価値規定が一般的な商品のそれとは違ってここに独自なものとして明確にされ前面に出された点が特筆されなければならない。それによって余計な批判は取り除くことがで

きたし、反批判の見解が持つ不備も指摘できたからである。その持つ意義は非常に大きい。

それに関連してもう一つ私が重視したいのは、土地生産物の限界的な市場価値規定に対して出されている一般商品の加重平均の規定である。この規定は本書の立場では当然のことであったように思われる。というのは、私の「社会評価的生産説」が疑問視されていることに見られるように、本書は価値というと極めて厳格にどの部分についても労働が実体として入っていなければならないという見方をしているので、多数の商品があってその個別的価値が様々であるという中から一個の価値を選ぶとすればこれしかなかったと判断されるからである。私はそうではなく、市場価値の規定に関しては、労働実体がなくても価値として成り立つ部分があると見る立場で本書が否定している大量の個別的価値の規定を推している。そこで、次の点だけは加重平均規定に対する私からの疑問として出しておきたい。それは同一生産部門内における諸資本の競争についてである。この競争は最も熾烈で、敗者がそこから消え去るのは通常よく見ることであるが、加重平均の市場価値規定でいくとこの競争が著しく緩和されてしまうように私には思えるのである。ある一つの資本だけが他の諸資本はそのままなのに努力して個別的価値を小さく出来たとしてみよう。私の規定でいけばその場合も市場価値は変わらないから、双方の差額はそっくりそのままその資本の儲け分になるが、加重平均の規定でいくと市場価値はいくらかは必ず小さくなるから、双方の差額が縮まって儲け分が小さくなってしまうことになる。資本家の競争心が削がれることになる。逆にある一つの資本だけが、他の諸資本は全部が努力して個別的価値を小さく出来たのに、遅れて依然として高いままでいたとしてみよう。私の規定でいけば市場価値は下がった個別的価値の水準まで下がるから、遅れた資本は双方の差額の満額を損失として被ることになるが、加重平均の規定でいけば下がり方がそこまではいかないから遅れた資本の損失分もそれよりは少なくすむ。遅れても救われる部分があるということである。つまり加重平均規定は、例えば一人の資本家が、様々なやり方で同一の商品ながら価値の違うものを作り出しているが、一人の資本家だからそれらを全部一緒にして考えてそれらの間の競争はないものとしていることと同じである。この点に私は疑問を感じるのである。

4

以上、私の誤解がないことを願うが、本書に対する私なりの評価を試みてみた。あえて対立点を前面に出す形になったが、それはそれほど本書のもつ理論的な意義が大きいからである。